

◎新潟県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、村上圏域広域都市計画マスタープランの案を縦覧に供する。

平成29年1月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。村上圏域には、村上市、関川村及び粟島浦村が含まれる。

2 案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成29年1月13日

至 平成29年1月27日

(2) 場所

ア 村上市田端町6番25号（〒958-8585）

新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-52-7966

イ 村上市三之町1番1号（〒958-8501）

村上市都市計画課

電話 0254-53-2111

ウ 関川村大字下関912番地（〒959-3292）

関川村建設環境課

電話 0254-64-1479

エ 粟島浦村字日ノ見山1513番地11（〒958-0061）

粟島浦村産業振興課

電話 0254-55-2111

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

村上市、関川村及び粟島浦村の住民並びに利害関係者

5 意見書の提出期限

平成29年1月27日（金）（必着のこと。）

6 その他

広域都市計画マスタープランのうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、都市計画法第21条第1項の規定により都市計画を変更するものであるため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更案を縦覧に供する。